

# 主婦と家事労働

堀 眞由美

はじめに

1. 主婦とは何か
2. 諸説に見る家事労働
3. 家事労働の経済学的評価について  
——家事労働とは何か——
4. マルクスの労働力商品論, 労働価値説  
——家事労働の経済学的評価との関連で——
5. 主婦の社会的職業への進出  
結びにかえて

はじめに

国連による「国際婦人年」, 「国際家族年」のキャンペーン。「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」, すでに第4回に及ぶ国連「世界女性会議」。国際的にも女性の人権を尊重し社会的地位を改善するための努力がさまざまな形でくりひろげられてきている。しかしながら, 関連する法的, 社会的諸問題が政治的にもとりあげられやすいのに対して, 家族・家庭のなかでの女性の人権, 立場というものは, それがいわば私的領域のことであるだけに, 政治的にも社会的にもとりあげにくく, 改善の歩みはなんとも菌がゆい状況にあるといえるのではなかろうか。

女性の人権尊重をおしすすめて社会的地位の向上をはかるためには, 社会生活の単位となっている家族・家庭のなかでの女性の立場というものは, 当然大きな意味をもってくることになるだろう。ところが, 経済の発展につれて軽減されてきてはいるが, 家事労働の重荷は依然として女性の肩に, なかでも主婦の上ののしかかっているといえるであろう。特にわが国の場合は, 「家庭における家事・育児への参加については理解が進んでいるものの, 欧米諸国に比して, 男性の家事参加は極めて少なく, 性別役割分担意識が強いことが大きな特徴である。高齢期にもこうした性的役割分担が持ち込まれ, 男性の高齢者の家事参加は欧米に比べると少ない」

と政府の公文書（総理府編『平成6年版・女性の現状と施策』）も認めているほどである。

いったい、主婦とは何だろうか。家事労働とは何だろうか。本稿では、女性問題にとりくむさいに関連する若干の基礎的な理論問題について考察をくわえることにしよう。とりわけ、従来家事労働等を論ずるときにしばしば見受けられてきたマルクス主義的立場について、家事労働論との関連であらためて検証を加えてみることにしよう。そしてさらに、わが国における主婦の社会的職業への進出状況を調べながら、社会的にも家庭的にも女性の地位向上をはかることによって男女平等を達成していく道について思いをめぐらしてみることしよう。

## 1. 主婦とは何か

20世紀後半におけるわが国主婦の画期的な社会的職業進出をいち早くよびかけ鼓舞激励した石垣綾子氏の論文は、「主婦という第二職業論」と題されていた。<sup>1)</sup>

この石垣氏の論文にかかわらせて、坂西志保氏は、「主婦は立派な職業であるといってもよいでしょうか。」という問いをたて、これに対してつぎのように答えておられる。

「職業といたればいいともよいでしょう。けれども、またそれでは夫となるということも職業だ、というふうに認めていただきたいと思います。それから親となるのも職業です。母親にも親としての職業、父親にも親としての職業がある。」<sup>2)</sup>

坂西氏は、家族のなかで夫であること、母親であること、父親であることが、主婦であることと同等のことであると考えておられるようである。だが問題は、主婦とは家事の主な担当者、家事の責任者であるということなのではないだろうか。夫が、父親が家事の主な担当者であるばあいが通常あるのであろうか。

たとえば主婦業ということばがあり、日常的にも使われている。これにたいし、比喩的にはともかくとしても、父親業、母親業ということばは無いようだし、通常使われてもいない。同義反復めくが、主婦業をこなしているからこそ主婦なのであろう。このばあい、主婦業とはさしあたり家事を指すと考えてよいだろう。

石垣氏はたとえば、「家庭の雑務が社会の職務となってゆく以上、女は職業という第一の職業と、主婦という第二の職業を兼ねてゆかねばならない」<sup>3)</sup>といわれている。

石垣氏が主婦を第二の職業とよばれるのは、主婦業を第一の社会的職業に擬するとともに、職業とはよんでも社会的職業とは違うのだということを表しておられるのであろう。その意味

1) 石垣綾子「主婦という第二職業論」（『婦人公論』1955年2月号所載）の学問的かつ現実的意義については、拙稿「20世紀後半におけるわが国主婦の社会的職業進出」（東横学園女子短期大学、女性文化研究所紀要、第4号所載）にのべておいた。参照していただきたい。

2) 坂西志保「『主婦第二職業論』の盲点」（『婦人公論』1955年4月号所載）

3) 石垣綾子、前掲論文

での第二の職業を持った婦人が主婦なのである。そして、夫であるということ、親であるということは、そのような、あるいはそれに準ずるような第二の職業をともなわないものであろう。主婦とは、独立した生計主体である家族世帯のなかで、家事を主となって担当する婦人のことを指すのである。それは、いわば世帯のなかでの私的役割であるといえるであろう。社会的分業の連鎖のなかでの一環をしめる社会的職業であるわけではない。

それでは、主婦とはどのようなものであるのかについて踏みこんだ規定をされている磯野富士子氏の場合を参考としてみよう。

磯野氏はつぎのようにいわれる。

「まず最初に、言葉の使い方をきめておかなければならない。ここで『主婦』というのは、雇用関係なしに家事労働を担当している婦人をさすことにする。主婦は大ていの場合は妻でありまた母であるが妻や母でも家事を他人にまかせている人は除く。」<sup>4)</sup>

いうまでもなく、ここに雇用関係といわれるのは、片や資本家が賃金を労働者に支払い、片や労働者が資本家に労働を提供するという資本主義経済の基軸をなす社会関係のことである。これにたいし家族世帯はその構成員同士の私的関係のほかならず、そこに雇用関係という社会的関係の入りこむ余地はない。家族世帯は単婚関係を中心とする生活、消費のための社会的、経済的な単位をなしているものとするのであろう。主婦が家事労働を担当するのは雇用関係によってでもなければその他の社会的契約によってでもない。それは私的関係によってである。

戦前、戦中以来、戦後も1950～60年頃までは、炊事、洗濯、掃除、裁縫等が家事の代表的内容とされてきたが、経済社会の発展につれて家事労働の省力化と社会化も進み、20世紀もおしよめた今日、家事の内容も様変わりといつてよいほどに変化してきている。しかしながら、家事が育児や介護を含む私的消費生活のために必要な私的サービスであるということは変わらないといえるであろう。家事が主婦の担当であるということも変わってはいない。主婦が家事を担当するのは私的な関係によってであり、しかも、通常私的な約束によってでもない。主婦が家事を担当するのは、歴史的な伝統あるいは社会的風習によって、いわば当然のこととして主婦におしつけられているからなのである。当事者にはおしつけているという気持ち、おしつけられているという自覚もないのが通常であろう。新婚家庭において妻が専ら家事を担当するとしても、それはあたりまえ。結婚にさいし、家事をどのように分担するかで新郎新婦間の交渉があらかじめ行われたというような話は、大ていの人が聞いたことはないだろう。家事は専ら妻が担当して当然という社会的風習が暗黙のうちに妻の側にもうけ入れられてきており、あらためて話し合うべき話題にもなっていないのである。家事をどのように受けもつべきかについて話し合ってもいけないことを気にもとめていないといえるであろう。育児や介護や近所づき

4) 磯野富士子「婦人解放論の混迷」(『朝日ジャーナル』1960年4月10日号所載)

あい等を含む家事、家庭管理は、大ていの場合主婦の受持になっているのである。夫が何らかの家事を分担している場合でも、それは主婦にたいする手伝いにすぎない。家庭管理はあくまでも主婦業になっているのではなかろうか。

磯野氏は「主婦は大ていのはあいは妻でありまた母であるが、妻や母でも家事を他人にまかせている人は除く」<sup>5)</sup>といわれている。しかし、若干の家事使用人を使用して家事を処理しているようなばあいでも、家事は主婦の担当なのであり、家庭管理の責任者は主婦なのではなかろうか。コックやメイド達、庭師や運転手、そして警備人やベビーシッター、家庭教師等々と多くの家事使用人と彼らを指揮監督する執事まで雇用しているような場合は様相がだいぶ変わってくるといえるかもしれない。そうした場合には、その家の主婦は家事使用人を直接指揮管理する必要もない。執事の報告を聞き、意見や注文をのべるだけですますことができるからである。しかし、それにしてもやはり家庭管理の責任者は、主婦なのではなかろうか。

かくして主婦とは、通常一戸をかまえて営まれる独立した生計主体である家族世帯のなかで、私的消費生活のために必要な家事労働を主として育児や家族の介護や世間づきあい等々を含む家事全般、総じて家庭管理、家政を主となって担当する婦人のことであるといえるだろう。現代の単婚家族においては、通常その妻が主婦となっている。そして主婦は家事労働、家庭管理について他の家族との間に雇用関係を持たない。もちろん、家事労働について家族以外の誰とも雇用関係をもつはずもない。家事労働は、通常歴史的伝統と社会的慣習によって暗黙のうちに主婦に押しつけられているものである。家事労働は私的なものであり、主婦のつくり出した物、サービスは商品とはならない。家事労働は無償の私的サービス労働なのである。そして、そのような家事労働を担当するのが主婦なのである。

## 2. 諸説に見る家事労働

つぎに、主婦のおこなう家事労働とは何かについてどのようなことがいわれているのか、若干見てみることにしよう。

最初に家事労働とは何かということについて上野千鶴子氏のいわれるところをみてみることにしよう。

上野氏は次のようにいわれる。

「マルクス主義フェミニズムの最大の理論的貢献は“家事労働”という概念の発見である。」<sup>6)</sup> 「“家事労働”という概念の発見は、人々の認識に大きな視座の転換を生じた。“家事＝労働”という概念の成立は、人々に家事労働も労働だという認識をもたらした。」<sup>7)</sup>

5) 磯野富士子、前掲論文

6) 上野千鶴子『家長制と資本制』(岩波書店) p.31

7) 同上書, p.38

家事労働概念は、マルクス主義フェミニズムなるものが発見したものではないと思われるのだが、上野氏は、家事労働という概念にどのような意味を付与しておられるのだろうか。

上野氏は「『家事労働』とはなにか？」と小見出しをつけたところで次のようにいわれる。

「だから私は、家事労働というのは、その内実は他人に委ねることのできない再生産労働なのだ」と定義したい。再生産労働のことしか家事労働と呼ばないんだ、あとさまざまなことを女の人がやっているけれど、あれは要するに、再生産をめぐる性分業システムができてからの副産物にすぎないと思っています。……家事労働からフリンジを削り落としていって、ぎりぎりまでいくと再生産労働だけが他人に委ねられない家事労働として残るのだ、家事労働とはつまるところ再生産労働のことだというふうに定義します。」<sup>8)</sup>

家事労働とは再生産労働のことだと定義する——そう上野氏はいわれる。それでは、その再生産労働という概念を、上野氏はどのような意味で使っておられるのだろうか。

上野氏は次のようにいわれている。

「生産と再生産を私は最近の英米語圏のマルクス主義フェミニストの用法にしたがって、生産はモノの生産、再生産はヒトの生産というように定義して使います。最近、リプロダクションというのは人間の再生産、要するに生殖のことだというふうに明快に使われております。昔は、家へ帰って糞をして、そして寝て、ご飯を食べて、次の朝起きるという労働の再生産、つまり自分自身の再生産も再生産だと考えられていたけれども、それはもう再生産には入れていません。」<sup>9)</sup>

英米語圏のマルクス主義フェミニストにならった上野氏の用語法によれば、上述のように再生産とはヒトの生産ということである。再生産とは、要するに生殖のことだと明快に定義されている。だから次のようになるだろう。

上野氏によれば、家事労働とは、他人に委ねることのできない再生産労働のことである。そして、再生産とは、上野氏の場合は、ヒトの生産、要するに生殖のことであるとされる。かくして上野氏は、家事労働とは、生殖のことだと主張されているのである。

上野氏は、「主婦の行う日常的な活動を“家事労働”と呼ぶことは、画期的な視座の転換をもたらす……」<sup>10)</sup>というようなこともいわれる。主婦の行う日常的な活動は生殖ばかりではないから、上野氏も、家事労働イコール生殖とばかりは考えておられないのではないかと推察されるが、氏自身が明言されている概念定義からすれば、家事労働イコール生殖という主張ならざるをえないのである。はたして、それでよいのだろうか。

上野氏はまた、「家事労働というのは家庭の中に自立して、かつ他人に委ねる形で行うこと

8) 上野千鶴子『資本制と家事労働』（海鳴社）p.24

9) 同上書，p.14

10) 上野千鶴子『家父長制と資本制』p.39

のできる再生産労働の領域なんで……」<sup>11)</sup>ともいわれている。とすると、上野氏にとって家事労働とは、つい今しがた見てきたように「他人に委ねることのできない再生産労働」であるのか、それともここでいわれる「他人に委ねる形で行うことのできる再生産労働」であるのか。いったいどちらが本音なのであろうか。家事労働を主題として論じながら、家事労働の定義が一方と他方とではまったく相反するのである。

上野氏の立場には、他にも重大な難点が見られるのであるが、ここでこれ以上の深入りをさけておくことにしよう。

それでは次に、家事労働の定義について、中川スミ氏の場合を見てみよう。

中川氏は次のようにいわれる。

「家事労働とは、さしあたり、労働者家族の家庭内で行われる消費のための労働、及び出産、育児、老・病人看護など家族員間の世話に係る労働と定義しておきたい」<sup>12)</sup>

われわれがとりあげる家事労働は、遠い昔の、あるいは遠い将来のものではない。現代社会のわれわれが現にかかわりをもっている家事労働である。しかも、労働者家族の家庭内で行われる家事労働だけではない。資本家、経営者家族の家庭内で行われるものをふくめ、およそ現代社会における家事労働が対象となるだろう。

家事労働の主要なものは、中川氏のいわれるとおり、家庭内で行われる消費のための労働である。それは、生活手段の私的消費のための労働にほかならない。さらに、育児、老・病人の世話なども家族の生活を維持するために必要な家事労働に入るだろう。しかし、呼吸、飲食、食物消化、睡眠などと共に、妊娠、出産等は、家事労働ではなく労働でもないのではなかろうか。

上野氏のいわれる人間の再生産、生殖も家事労働ではない。およそ労働でもないだろう。

それではここで、労働とはどのようなものであるのかを経済学的に考えるため、参考までにマルクスの説明を見ながら考えてみることにしよう。

マルクスは次のようにのべている。

「労働は、まず第一に人間と自然とのあいだの一過程である。この過程で人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのである。人は、自然素材そのものにたいして一つの自然力として相対する。彼は、自然素材を、彼自身の生活のために使用しうる形態で獲得するために、彼の肉体にそなわる自然力、腕や足、頭や手を動かす。人間は、この運動によって自分の外の自然に働きかけてそれを変化させ、そうすることによって同時に自分自身の自然を変化させる。彼は、彼自身の自然のうちに眠っている潜勢力を発展させ、その力の営みを彼自身の統御に従わせる。ここでは、労働の最初の動物的な本能的な諸形態は問題にしない。労働者が彼自身の労働力の売り手として商品市場に現れるような状態にとつ

11) 上野千鶴子『資本制と家事労働』p.29

12) 中川スミ「家事労働と資本主義的生産様式」(『高田短期大学紀要』第5号所載)

ては、人間労働がまだその最初の本能的な形態から抜け出ていなかった状態は、太古的背景のなかに遠ざけられているのである。われわれは、ただ人間だけにそなわるものとしての形態にある労働を想定する。蜘蛛は、織匠の作業にも似た作業をするし、蜜蜂は、その蠟製の巣の建築によって多くの人間の建築師を赤面させる。しかし、もともと、最悪の建築師でさえ最良の蜜蜂にもまさっているのは、建築師は、巣を蠟で建築する前にすでに頭の中で建築しているということである。労働過程の終わりには、その始めにすでに労働者の観念のなかには存在していた結果が出てくるのである。労働者は、自然的なものの形態変化をひき起こすだけではない。彼は、自然的なもののうちに、同時に彼の目的を実現するのである。その目的は彼が知っているものであり、法則として彼の行動の仕方を規制するものであって、彼は自分の意思をこれに従わせなければならないのである。そして、これに従わせるということは、ただそれだけの行為ではない。労働する諸器官の緊張のほか、注意力としてあらわれる合目的な意志が労働の継続期間全体にわたって必要である。』<sup>13)</sup>

マルクスは、労働とは人間が「自然素材を彼自身の生活のために使用しうる形態で獲得するために」労働力から支出されるものとしている。そのさい、マルクスの念頭には生活手段の生産のみがあり、生産手段の生産は思慮の外におかれている。しかし、労働とはどのようなものであるかについて考える際には、人間の生活のために間接的に必要な生産手段の生産の際にも支出されるものであることを考慮しなければならないだろう。さらにそのほかにも、生活のために使用されうる形態で獲得された自然素材を運搬したり、消費するための労働もなければならないことを考慮することも必要であろう。もちろん、運搬や消費のための労働の必要は、生産手段についてもいえることである。またマルクスは、ここでは対自然の労働だけを考察の対象にしている。そして人間の外にある物材の生産のみを念頭においている。人間と社会に対する労働、サービス労働などはとりあげられていないともいえるのではなかろうか。マルクスがここで労働とは何かを考えている際には、私的消費のための労働、家族にたいするサービス労働等の家事労働などは視界の外におかれているのである。

こうして、次のようにいうことができるであろう。労働とは、生産、流通および消費のために労働力を目的意識的に作用させることであって、人間に独自の働きであると。

呼吸、食事、睡眠、生殖、出産等々、動物としての生命活動は他の動物とも共通なものであり、人間に特有な労働とはいわないのが普通であろう。まして家事労働とは呼ばないものであろう。

ところで、家事労働についてマルクスはどのようにのべているのであろうか。参考までにそれを次に見てみることにしよう。

マルクスは、次のようにのべている。

---

13) マルクス『資本論』1巻、全集版23巻p.192～193

「機械が筋力をなくてもよいものにするかぎりでは、機械は、筋力のない労働者、または身体が発達は未熟だが手足の柔軟性が比較的大きい労働者を使用するための手段になる。それだからこそ、婦人及び児童労働は機械の資本制的充用の最初の言葉であった！こうして、労働と労働者とのこの有力な代用物は、たちまち、性と年齢との区別なく、労働者家族の全員を資本の直接的支配のもとに編入することによって、賃金労働者の数をふやすための手段になったのである。資本家のための強制労働は、児童の遊びにとって代わっただけでなく、慣習的な限度のなかで家族自身のために行われる家庭内の自由な労働にもとって代わったのである。」<sup>14)</sup>

「ドクター・エドワードスミスは、アメリカの南北戦争にともなって起こった綿業恐慌のときに、綿業労働者の健康状態について報告するために、イギリス政府によってランカシャーやチェシャーなどに派遣された。彼は、なかでも次のようなことを報告している。労働者が工場の雰囲気から追い出されたということは別としても、恐慌は衛生上、ほかにもいろいろな利点をもっている。労働婦人たちは、いまでは、自分の子供たちをゴッドフリーの気つけ薬（一種の阿片剤）で毒するかわりに、乳を与えるために必要な暇を見出した。彼女たちには料理をおぼえる時間ができた。不幸なことに、この料理術は、彼女らに食べ物がないとき与えられた。しかし、これを見ても、消費のために必要な家族労働を、資本がその自己増殖のためにとりあげているということがわかる。また、恐慌は、特別な学校で労働者の娘たちに裁縫を教えるためにも利用された。全世界のために糸を紡いでいる労働少女たちが裁縫をおぼえるためには、アメリカの改革と世界恐慌とが必要なのだ！」<sup>15)</sup>

大工業の技術的出発点となった生産への機械の導入は、機械体系による工場制大工業へと発展していった。そしてそのなかで女性労働は、児童労働とともに、社会的産業へ大幅な進出を見せたのである。しかし、個別家族が社会の経済的単位のままであり、個別家族での家事及び育児は妻の家庭的義務にとどまり、妻の私的奉仕によって支えられたままである。妻たちは、産業的労働と家事労働との二重苦の状態におかれることになったのである。

マルクスは、「家族自身のために行われる家庭内の自由な労働」「消費のために必要な家族労働」について語っている。これらは、われわれのいう家事労働以外のなにものでもない。そしてこれらの家事労働への関説をみれば、マルクスが家事労働についてどんな考えを持っていたか、ある程度の推測も可能である。さきに見た中川スミ氏の家事労働についての定義は、そのようなマルクスの考えに立脚したものにはほかならないだろう。しかしながら、それらのところでマルクスは、家事労働とは何であるかということについてまとまった説明を行ってはいないといえるであろう。

マルクスは、次のようにもいう。

「家族の機能のあるもの、たとえば子供の世話や授乳などは、まったくやめさせてしまうこ

14) マルクス『資本論』1巻、全集版23巻 p.416

15) 同上書、p.416



とはできないから、資本に徴用された家庭の母は、多かれ少なかれ代理人を雇わなければならない。家族の消費のために必要な労働、たとえば裁縫やつくろいなどは、既製品の買い入れによって補わなければならない。だから、家庭労働の支出の減少には、貨幣支出の増加が対応するのである。したがって、労働者家族の生産費は増大し、それが、収入の増加分を相殺してしまうのである。そのうえ、生活手段の消費や調達にさいしての節約と合目的性は不可能になる。』<sup>16)</sup>

「家庭の母」、われわれのいう主婦の社会的産業への就業が「子供の世話や授乳」「裁縫やつくろい」を含む家族の消費のために必要な家庭労働、つまり家事労働の支出を削減する場合には、代替物の購入のための貨幣支出が増大し、労働者家族の生計費は増大する、とマルクスはいう。マルクスはここで家庭での主婦による家事労働の削減がもたらすことになる間接的な経済的影響についてのべている。しかし、ここでも家事労働とは何かについてのまとまった説明を行っているわけではない。しかしながら、マルクスが家事労働について論及したものは、おおかた以上に引用した程度のものである。その論及は、きわめて少なかったといえるだろう。そしてまた、マルクスが家事労働を主題にして論じたところはどこにもないといえるだろう。

### 3. 家事労働の経済学的評価について

#### ——家事労働とは何か——

わが国で1955年以来おこなわれてきているいわゆる「主婦論争」は、石垣綾子氏の論文「主婦という第二職業論」によって口火がきられたものである。そして、1960年に発表された磯野富士子氏の論文「婦人解放論の混迷」は家事労働の経済学的評価について一石を投ずるものであった。それは、磯野氏自身の説明によれば、「主婦の家事労働というものの性格を分析するための試みの第一歩」<sup>17)</sup>、主婦、つまり雇用関係なしに家事労働を担当している婦人の「労働とは一体何なのかを、もっとはっきりさせたいという模索の一つの現れ」<sup>18)</sup>であった。欧米諸国において、いわゆるマルクス主義フェミニズムの論客たちの参加する家事労働論争が開始されたのは1970年代半ばになってからであったことを考えれば、その先駆的意義は高く評価されてもよいだろう。

磯野氏はいわれる。

「経済学者たちは口をそろえて“主婦労働は価値を生まない”という。なかに主婦に対して同情的な学者は、主婦労働は有益だけれど経済学的には価値を生まないのです”と気の毒そう

16) マルクス『資本論』1巻、全集版23巻 p.417

17) 18) 磯野富士子「再び主婦労働について」(『思想の科学』1961年2月号所載)

に説明してくれる。」<sup>19)</sup>

しかしながら、「毎日、家事や育児のために費やすこれだけの労力と心づかいが、何の価値をも生まずに、煙のごとく消えうせるその過程が、すっかり納得できなければ、主婦はあきらめきれない」<sup>20)</sup>というわけで、主婦としては「何とか主婦労働の価値をひねり出したいのである。」<sup>21)</sup>

「主婦の家事労働は価値を生まないというのが、家事労働という労働の性格によるものでないことは、それが使用人や商人によって行われればちゃんと価値を生むらしいことによっても明らかである。すると問題は家事労働にあるのではなく主婦にあるのだらう。」<sup>22)</sup>

家事労働の経済学的評価について追求しながら、磯野氏は次のように問題点をうかびあがらせる。

「労働力の価値というのは（マルクスによれば）、それを生産するのに必要な生活手段の価値——つまりこれらの生活手段の生産に必要な労働時間によって定められているということである。そこでもし、この労働力の所有者が独身で、必要な生活手段の一切を既製品あるいは使用人の労働によって供給されている場合には、その人の労働力の価値はすぐに計算できる。しかし、この労働力の所有者が夫であり、妻が彼のために生米をたいてご飯にし、布を下着に仕立てている場合には、彼の労働力の価値はどうしてきめられるのだらう。主婦の労働が価値を生まないとすると、夫の労働力の価値は、家計簿に記入された買い物の価値の総額ということになる。しかし、いったい生米や布地は労働力の所有者にとって直接の生活手段といえるだらうか。布地は下着の材料としての使用価値は持つが、下着そのものとしての使用価値は持たない。そして夫にとって直接役に立つのは、布地ではなくて下着である。すると労働力の生産に必要な生活手段を構成するのは、生米や布地ではなくて、ご飯と下着である。それなのに、生米や布地をご飯や下着にするために費やされた主婦の労働だけが、どうして夫の労働力の価値を計算する時にははぶかれるのだらう。」<sup>23)</sup>「主婦は生米や布地に加工し、それらを生活手段として夫に供給することによって、彼の労働力を市場に出せる形（商品として完成したもの）にするといえないだらうか。」<sup>24)</sup>「ひとたび夫の労働力が商品として市場で売られるようになった時、主婦労働もまた商品の生産に従事することになったとは考えられないだらうか。労働力が商品であり、“労働力の生産”という表現が経済学で使われている以上、“労働力という商品の生産”ということがいえるはずだ。」<sup>25)</sup>

のち、磯野氏は「家事労働が作るのは労働力ではなく生活資料である」<sup>26)</sup>ともいわれる。

主婦は家事労働でもって材料に加工して生活手段にかえ、夫や家族のさまざまな世話もして生活を維持する。もし、マルクスがいうように、労働力の生産が労働者自身の維持であり、労

19) 磯野富士子「婦人解放論の混迷」

20-25) 磯野富士子「婦人解放論の混迷」

26) 磯野富士子「再び主婦労働について」

働力の生産に必要な労働時間が働力の所有者の生活維持のための生活手段の生産に必要な労働時間に帰着する<sup>27)</sup>ものならば、生活手段をつくるために付加された主婦の家事労働時間も、働力の生産に必要な労働時間のうちに入るはずである。マルクスがいうように、「働力の価値は働力の所有者の維持のために必要な生活手段の価値である」<sup>28)</sup>のなら、生活手段をつくるために付加された主婦の家事労働時間は働力の価値決定に参加することになるはずである。磯野氏はそのように問題を提起されたのである。これは、マルクス経済学者達による家事労働の経済学的評価、すなわち、家事労働は有用ではあるが価値を生まないという主張に対する鋭い批判的な問題提起であったといえよう。

しかしながら見られるように、磯野氏の立論はマルクスの労働価値説と労働力商品論とを前提し、それに立脚するものであった。そしてそのうえで、家事労働が価値を生まないというマルクス経済学者達の主張はおかしいのではないか、家事労働は生活手段を消費するために必要な労働なのであり、働力の生産に必要な労働時間に入るのではないかと主張するものだったのである。

この磯野氏の論文を契機にして多くの論者が参加し、さまざまな角度から主婦と家事労働について論じられることとなり、再び、いわゆる「主婦論争」がいわば「家事労働論争」として盛んになっていったといえるであろう。主婦の家事労働が経済学的に価値を生むかどうか、そして主婦の経済的自立の具体的対策、さらには女性解放という全体的視野から見て主婦の社会運動をどのように位置づけるかなど、経済学以外の幅広い婦人問題研究の諸分野にまで大きな影響を与えたのである。だがここでは、諸家のさまざまな議論に言及することは避け、最も忠実にマルクスの所説にもとづいて立論しておられるとみられる中川スミ氏の場合だけを見ておくことにしよう。この中川氏の所論は、磯野氏の問題提起に對置されたものと思われるものである。中川スミ氏は次のようにいわれる。

「マルクスによれば、働力の価値は労働者の必要生活手段の価値に還元された。だが、一部の論者も指摘するように、労働者の再生産のためには一定の生活手段があればよいものではなく、これらの生活手段を加工・修理・保管などする家事労働も必要である。それなのに働力の価値規定には必要生活手段の価値しか入らないのはなぜであろうか。この疑問に対しては、たしかに家事労働は労働者の再生産にとって必要であるとはいえ、資本主義のもとでは労働者の再生産に社会的に必要なだとはみなされず、したがって働力の価値の大きさには入らないと答えねばならない。」<sup>29)</sup>

マルクスは、「働力の価値は働力の所有者の維持のために必要な生活手段の価値である。」<sup>30)</sup>と主張している。生活手段を購入後、家庭において家事労働を付加された生活手段は消

27-28) マルクス『資本論』1巻、全集版 23巻p.185

29) 中川スミ「家事労働と資本主義的生産様式」

30) マルクス『資本論』1巻、全集版 23巻p.185

費されるだけであり、もはや商品とはならない。したがって、付加された家事労働はマルクスのいう価値——商品価値——を生産することにはならない。かくして——中川氏もいわれるとおり——マルクスのように生活手段の価値が労働力の価値を決定するものとするれば、家事労働は労働力の所有者の生活を維持し、労働力を生産するために必要な労働ではあるけれど私的に必要な労働なのであり、社会的に必要な労働とはならないということになるのである。私的には必要であるが社会的に必要なであるとはいえない。その証拠に家事労働の産物は商品とならない、という次第である。

中川氏は書いておられる。

「家事労働は価値を生まない。なぜなら家事労働を担う主婦は、その生産物を市場で販売する独立の商品生産者ではないからである。」<sup>31)</sup>

以上のようにマルクス経済学の見地からすれば、家事労働は価値を生産せず、労働力の価値の生産には加わらないということにならざるをえないのである。マルクスの労働価値説は、家事労働を社会的に必要な労働とは評価しないのである。

マルクスは、いわゆる労働力の価値に含まれる家族費を説明するにあたって、育児や介護を含む家事労働を無視している。さらに労働力の維持に必要な生活手段の総額の中に、子供のための生活手段は含めても、妻のそれをあげることはしない。

マルクスは、次のようにのべている。

「労働力の所有者は死を免れない。だから、貨幣の資本への連続的な転化が前提するところとして、彼が市場に現れることが連続的であるためには、労働力の売り手は、“どの生きている固体も生殖によって永久化されるように”，やはり、生殖によって永久化されなければならない。消耗と死とによって市場から引きあげられる労働力は、どんなに少なくとも同じ数の新たな労働力によってたえず補充されなければならない。だから、労働力の生産に必要な生活手段の総額は、補充人員すなわち労働者の子供の生活手段を含んでいるのであり、こうしてこの独特な商品所有者の種族が商品市場で永久化されるのである。」<sup>32)</sup>

すなわち、「労働力の生産に必要な生活手段の総額は、補充人員すなわち労働者の子供の生活手段を含んでいる」としながらも、買いもとめてきた生活手段を消費するための労働や育児労働には言及しない。そしてこの際にも単婚家族の不可欠の成員である妻には言及していない。この場合、マルクスは家事労働を無視するだけでなく、家事労働を担当する主体である妻、家庭の主婦をも無視しているのである。

マルクス経済学の立場からすれば、家事労働は労働力の維持のために必要な労働ではあるが私的労働なのであり、使用価値を生産するだけで、マルクスのいう価値は生産しないというこ

31) 中川スミ、前掲論文

32) マルクス『資本論』1巻、全集版 23巻p.185～186

とにならざるをえないだろう。しかしマルクス本人は、家事労働は価値を生産しないと書いていない。したがってむしろ、家事労働そのものについてはこれを無視し、経済学的評価をおこなっていないといえるだろう。マルクス経済学においては、労働力の所有者の生活を維持し、労働力を維持するために社会的に必要なものとして生活手段のみがあげられ、家事労働は生活を維持するために現実においては必要であるのに、理論的には度外視されている。家事労働は、経済学的な考察の主題にされることもないのである。

さてこうして家事労働とは、われわれの家庭において自分と家族の家庭生活を維持するために直接的に、あるいは間接的に必要な私的労働であるということができらるであろう。それには生活手段を私的に消費するための労働や、育児、介護を含んだ家族を世話するための労働、家庭管理のために必要な労働等々が入るであろう。家事労働は、経済的収入とあいまって家庭生活を支え、可能とするものにほかならない。現代社会においては、通常、単婚家族の家庭世帯が社会生活の単位となっており、人々の生活基盤となっている。したがって家事労働は、経済的収入とともに、それあってはじめて家庭生活も可能であり社会的活動も可能となるものであろう。しかしながら、この場合の家事労働は自分と家族のための私的労働であり、他人のための労働ではない。したがって、自分と家族のための家事労働とその産物は商品とはならない。家事労働は、同一家計内にある家族のための私的労働であり、無償の私的サービス労働なのである。また家事労働は、現代単婚家族の世帯においては、歴史的伝統と社会的慣習によって、通常妻が私的に担当しており、そのことによって妻は主婦でもある。

#### 4. マルクスの労働力商品論、労働価値説

##### ——家事労働の経済学的評価との関連で——

ではここで、家事労働の経済学的評価をめぐる論争に参加した論者の多くが立脚していたマルクスの所説、すなわちマルクスの労働力商品論と労働価値説を、家事労働の経済学的評価との関連で見ておくことにしよう。

まず労働力商品論の方から。<sup>33)</sup>

マルクスは労働力とはなにかを説明して次のようにいう。

「われわれが労働力または労働能力というのは、人間の肉体すなわち生きている人格のうち存在していて、彼がなんらかの種類の使用価値を生産するたびに運動させる肉体的および精神的諸能力の総体のことである。」<sup>34)</sup>

---

33) マルクスの労働力商品論について、詳しくは鈴木重靖「マルクスの社会主義——資本主義との関連において」(広島経済大学研究論集, 第14巻2号, 1991年6月)および大木啓次『マルクス経済学を見直す』(平原社刊, 1994年1月)を参照していただきたい。

34) マルクス『資本論』1巻, 全集版23巻p.181

労働力とは、マルクスのいうように「なんらかの種類の使用価値を生産するたびに運動させる」だけではない。総じて、人々の生活のために直接あるいは間接に必要なものを手に入れ、消費するための労働を支出する能力のことであろう。そしてその労働力は、生きている人間自身のうちにその能力としてのみ存在するものなのである。したがって労働力は、その所有者である人間自身からきりはなしては扱うわけにはいかないものであるといえよう。これを要するに、労働者自身のうちにある労働力は、それを労働者からきりはなして商品とすることはできないものなのである。

マルクスはまた、労働力の売買なるものについて説明しながらいう。

「労働者はいつでも一時的にのみ、一定の時間をかぎってのみ彼の労働力を買い手に自由にさせ、消費させ、したがって労働力の売却によっても労働力にたいする自分の所有権は放棄しない」<sup>35)</sup>しかし、「いつでも一時的にのみ、一定の時間をかぎってのみ労働力を買い手に自由にさせ、消費させ」というのでは、労働力の売買とはいうものの、一定の時間をかぎっての労働力の使用権の売買、つまり一定の期間をかぎっての労働力の賃貸借であるにすぎないであろう。それはけっして、労働力の売買などと呼ばれるような性質のことではないだろう。ましてや「労働力の売買によっても、それにたいする所有権を放棄しない」というのであっては、もともと商品の売買ともいえないものだろう。一般に商品の売買といえば、売買された商品はその所有権も売り手から買い手に渡ってしまい、買い手の自由な処分にかかされるようなものである。マルクスのいう労働力商品の売買なるものは、実は、労働者の労働力の一時的な使用権だけの売買、通常にいうところの期限付賃貸借にすぎないものといえるであろう。それは結局、労働者の一時的な使用収益、つまり労働者を一定期間使用することによってもたらされる有用の効果——一定量の労働——の売買にはかならないであろう。およそ労働力が商品となることはありえず、労働力が売買されることはないのである。そして、労働力が商品であることがないならば、労働力がマルクスのいう商品価値を持つこともありえようはずがないのである。ところがマルクスは、労働力商品なるものについて、「他のすべての商品と同じく、この商品も価値をもっている」と独善的に断定したうえ、次のようにのべている。

「労働力の価値は、他のどの商品の価値とも同じく、この独自の品物の生産に、したがってまた再生産に必要な労働時間によって規定されている。それが価値であるかぎりでは、労働力そのものは、ただそれに対象化されている一定量の社会的平均労働をあらわしているだけである。」<sup>36)</sup>

いうまでもなく、労働者は労働の産物ではない。だから、労働者自身の内にある労働力も労働の生産物ではない。そして、労働力が労働生産物でない以上、そもそも労働力を生産するた

35) マルクス『資本論』1巻、全集版23巻p.182

36) 同上書、p.184~185

めに必要な労働時間というものはありえず、労働力はマルクスのいう価値、労働によってのみ生み出されるものとされる価値を持つはずがない。労働力が商品となることはありえず、労働力がマルクスのいう価値を持つということもありえないのである。

こうして、もともと存在しない労働力商品や、労働力商品の価値にかかわらせて、家事労働が価値を生むとか生まないかを問題とすることは、理論的にいえば問題自体が成り立つはずがないことなのであり、無用無益なことなのである。

だがそれだけではない。家事労働にかぎらず、そもそもおよそ労働が価値を生むということがいえるのであろうか。

次にマルクスの労働価値説について試みることにしよう。<sup>37)</sup>

マルクスはその主著『資本論』の頭章における商品論について自ら解説し、次のようにのべている。

「私が出発点とするものは、いまの社会で労働生産物がとるもっとも簡単な経済的形態であり、そしてこれが『商品』である。それを私は分析するのであり、しかもまず第一にそれがあらわれる形態においてである。」<sup>38)</sup>

マルクスはその労働価値説の基本的論証を行うにあたり、「労働生産物がとるもっとも簡単な経済的形態」である商品を取りあげて分析しているのだと解説している。すなわち、労働生産物のみを商品として取りあげて分析しているのである。そして、労働生産物以外の商品を排除しておいたうえで、商品一般に共通な性質として労働によって生み出されるものとされる価値を取り出している。

だがいうまでもなく、商品は労働生産物にかぎられるものではない。また、労働生産物以外の商品は無視してよいほどのものでもない。自然物や社会的サービス労働、情報や権利等々も商品となっている。マルクスの時代には今日ほど目立たなかったとしても、経済のサービス化が進んできている先進資本主義国の現代経済にいたっては、サービス産業の生産額が労働生産物を生み出す産業のそれを上回っていることがいわれているほどである。そうであるのに、労働によってのみ生み出されるものとされる労働生産物に特有なはずの価値なるものを、商品一般の性質であると主張することは、今日ますます、方法的にみて許されない過ちであろう。それだけではない。およそ、経済の現実をみれば明らかなように、商品には、それが労働生産物であっても、交換価値以外に社会的な価値はありえないのである。

それでは、商品の交換価値とはどういうものであるのかということについてのマルクスの説明を見てみよう。

マルクスは次のようにのべている。

---

37) マルクスの労働価値説については、とくにマルクスによる価値の論証過程の検討については、詳しくは大木啓次『マルクス経済学を見直す』を参照していただきたい。

38) マルクス「アンドルフ・ワグナー『経済学教科書』への傍注」, 全集版19巻p.369

「ある一定の商品、たとえば1クォーターの小麦は、X量の靴墨とか、Y量の絹とか、Z量の金とか、要するに、たいへんさまざまな割合で他の商品と交換される。だから、小麦はただ一つの交換価値をもっているのではなく、さまざまな交換価値をもっている。そして、X量の靴墨もY量の絹もZ量の金も、みな1クォーターの小麦の交換価値であるから、X量の靴墨やY量の絹やZ量の金などは、互いにおきかえうる、または、互いに等しい大きさの諸交換価値でなければならない。したがって第一に、同じ商品の通用している諸交換価値は、ある同じ物をあらわしているということになる。そして第二に、交換価値は、一般にただ、それとは区別されるある中身の表現様式、『現象形態』でしかありえないということになる。」<sup>39)</sup>

マルクスは交換価値を説明するためのここでの設例において、「X量の靴墨もY量の絹もZ量の金も、みな1クォーターの小麦の交換価値である」としている。しかし、X量の靴墨、Y量の絹、Z量の金などは、1クォーターの小麦の交換価値を表現するものであって、小麦の交換価値そのものではないだろう。ここでのX量の靴墨は1クォーターの小麦の交換価値をX量の靴墨によって表現したものである。Y量の絹は1クォーターの小麦の交換価値をY量の絹によって表現したもので、Z量の金は1クォーターの小麦の交換価値をZ量の金によって表現したものである。つまり、X量の靴墨、Y量の絹、Z量の金等々は1クォーターの小麦の交換価値ではない。それらは1クォーターの小麦の交換価値を表現するさまざまな形態にすぎないものである。ところがマルクスは、X量の靴墨、Y量の絹、Z量の金等々は1クォーターの小麦の交換価値の表現形態ではなく、交換価値そのものであるととりちがえてしまっているのである。だがそうしておいて、それらのさまざまな交換価値が、いずれも1クォーターの小麦という同一商品の「ある同じもの」を表現しているのであるといい、およそ交換価値というものは、それ自身とは別の、それらが交換される相手の商品に内在するもの——「ある同じもの」——の「現象形態」にほかならないという結論をひきだしているのである。しかしながら、1クォーターの小麦の交換価値が、たとえば小麦と交換されるX量の靴墨によって表現されるということはあるにしても、そのX量の靴墨が1クォーターの小麦の交換価値であると主張することは、交換価値の現象形態と交換価値そのものとをとりちがえた主張であり論理的にいてもおかしいといわなければならないだろう。こうしてマルクスは、最初にそもそも交換価値とは何かを説明するときに、交換価値とその現象形態とをとりちがえてしまっているのである。小麦の交換価値というならば、それはあくまでも小麦自身に属する性質なのであって、小麦そのものに内在する本質的なものでなければならないであろう。小麦の交換価値のほかに、その交換価値を現象形態とし、その交換価値の本質であるような「ある同じもの」とか「ある共通なもの」——マルクスのいう価値——は、商品経済の現実においてはおよそありえないものといえよう。

発達した資本主義経済の現実においては、通常、商品は他の種類の異なった商品と直接に交

39) マルクス『資本論』1巻、全集版23巻p.51



換されることはない。商品は貨幣と交換される。すなわち売買される。

ある商品の売買代金である一定量の貨幣は、その商品の交換価値の貨幣形態、つまり価格である。商品の交換価値は貨幣によって社会的に表現されている。

あらゆる商品は、使用価値と、そのほかに価格をもっている。価格は貨幣によって表現された商品の交換価値である。だから、どんな商品でもそれが商品である以上、必ず使用価値と交換価値とをもっている。このことは疑問の余地なく、資本主義経済の現実において、経験的にもたしかめられることである。

ある商品の交換価値は、その商品に内在する本質的なものである。商品の交換価値のほかに、さらにその交換価値の本質であるような「ある同じもの」とか「ある共通なもの」などはおよそありえないのである。マルクスのいう交換価値の本質としての価値などというものは、理論的にも現実的にもありえないものなのである。

家事労働が価値を生むとか生まないとか、家事労働が労働力商品の生産に必要な労働時間に入るとか入らないとか、マルクス主義の立場にたって家事労働を論ずることが、およそ何の役にも立たない、いわばイデオロギーにとらわれた無意味な論争にすぎないことがわかった。家事労働を学問的にとりあげるのならば、それはマルクス主義の立場と視角等からではなく、家事労働が現実におかれている関係において、あるがままに研究されなければならないであろう。

## 5. 主婦の社会的職業への進出

すでに述べてきているように、現代社会においては、通常、単婚家族の家庭世帯が社会生活の単位となってきたり、人々の社会生活の基盤となっている。そして家事労働は、職業的な収入とともに単婚家族世帯の私生活を支え、人々の社会活動を可能とするものである。だが家事労働は歴史的に、また社会的に単婚家族の妻である主婦に押しつけられているのが常であり、主婦の家庭的義務、私的奉仕となっている。そして主婦が家事労働の負担を甘受するかぎり、家庭内における夫の支配と妻の従属関係は保持されるのである。家事労働の私的奉仕が主婦の家庭的義務となっていることが、主婦の夫への従属をもたらすことになっているのであるが、逆に主婦の夫への従属が家事労働の主婦への押しつけをもたらしているようにも見えてくる。

家庭内におけるこまごまとした単調な家事労働、それはときに家族からの感謝を得ることはあっても、あくまでも家族の個人的消費という私生活のための家庭内における主婦の私的奉仕でしかありえないものである。そこには、主婦の社会的進歩を助けるようなものは何もないといってもよいだろう。むしろ、主婦が社会的に成長することをおしとどめ、愚鈍にするものとさえいえるのではなからうか。主婦が家事労働だけに明け暮れ、ただ夫と子供を通してだけ社会とつながるような生活に局限されるならば、彼女のまともな社会的進歩ののぞみは断たれ

ることになるであろうし、主婦の社会的地位と家庭内における立場の向上は、あったとしても中身の無い形骸化にとどまることであろう。

そして社会的職業を持ち雇用者となる場合にも、彼女が主婦であるということは、その労働力の品質に重大な係りを持たざるをえないのである。それは社会的な育児・教育の施設・制度や養老・介護のための施設・制度等、社会的な支援のための施設・制度のいかんにもよるところであろう。しかし、病気等をはじめとする家族のさまざまな都合によって主婦の就業状態がわずらわされることが多いならば、主婦および主婦候補者の労働力の品質は、男性労働力に比してそれだけ劣等化せざるをえないだろう。女性の社会的地位と女性の家庭的地位とは、事実上密接な関連を持っており、家事労働の負担は、主婦の社会的就業についてのハンディキャップなのである。育児や介護を含む家事労働の負担が主婦の家庭的義務となっているならば、主婦の社会的職業的地位はそれなりに損なわれざるをえないのである。

だがしかし、家事労働の負担を持ちながらも、主婦達は、近來ますますめざましい社会的職業進出をとげているといえよう。とくに先進資本主義諸国においては、社会経済の発展につれて家事労働の省力化と社会化が進み、主婦の社会的職業への進出が大量的に需要もされ可能ともなっているのである。そこで次に、主婦の社会的職業進出の状況をわが国の場合について、統計を使って見てみることにしよう。

わが国政府の『経済白書』が、「もはや『戦後』ではない。われわれは異なった事態に直面しようとしている。回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によって支えられている」と述べたのは1956年のことであった。

いわゆる「高度経済成長」を前にした当時、「国勢調査」(1955年)によって見れば、わが国の全就業者数は3,927万人、うち女性は1,537万人、39.1%であった。その女性就業者1,537万人のうち853万人、55.5%が家族従業者で、175万人、11.4%が自営業主。雇用者は510万人、33.2%であり、その雇用者のうち180万人、35.3%が有配偶者と離死別者を合計した既婚女性であった。

総務庁の「労働力調査」によって現状(1993年)を見れば、わが国の全就業者数は6,450万人、うち女性は2,610万人、40%である。社会的に働いている人10人のうち4人は女性である。女性就業者2,610万人のうち家族従業者は343万人、13.1%。自営業主は251万人で9.6%。雇用者は2,009万人で77%である。そして、非農林業に従事する女性雇用者1,997万人のうち、1,341万人、67.2%が既婚女性である。

1955年には全就業者数が3,927万人、うち女性就業者数が1,537万人。1993年には全就業者数が6,450万人、うち女性就業者数が2,610万人。1955年から今日(1993年)までに全就業者数が1.6倍増加したなかで、女性就業者数は1.7倍へと僅かながらとはいえ全体の増加テンポを上回って増加している。

1955年には女性家族従業者数が853万人、女性就業者数のうち55.5%を占めていたものが、

1993年には343万人、13.1%になっている。この間女性就業者数全体が1.7倍にも増加したなかで、女性家族従業者数は実数において半分以下の40%にも減少したことになっており、女性就業者中に占める比率で見れば4分の1以下への減少である。これも女性の就業構成の著しい近代化を示す一示標といえるだろう。同じ期間における女性就業者のなかでの自営業主数を見れば175万人から251万人。実数において1.4倍、女性就業者中に占める比率で見れば11.4%であったものが、10%への減少である。

次に、肝心の女性雇用者の動向を見てみよう。

女性雇用者数は、同じ期間内に510万人から2,009万人へと3.94倍、約4倍もの増加。女性就業者数のなかで占める比率で見れば33.2%から77%へと2倍以上の伸び率である。驚くべき女性雇用者の増加ぶりといってよいだろう。このなかでも既婚女性雇用者の動向はどんなものであったかを次に見てみることにしよう。既婚女性とは有配偶女性に離死別した女性を合計したものであり、そのほとんどは主婦であると思われるのである。

1955年には女性雇用者数510万人のうち35.3%、180万人が既婚女性雇用者であった。ところが1993年に非農林業に限って見てみると<sup>40)</sup>、女性雇用者数2,009万人のうち67.2%、1,341万人が既婚女性雇用者である。既婚女性雇用者は、1955年から1993年までの間に180万人から1,341万人へと増加したのである。したがって既婚女性雇用者は、女性就業者全体が1.7倍にも増加し、女性雇用者が4倍にも増加するという女性就業構成の怒涛のような近代化のなかで7倍以上の7.45倍へとさらに高いテンポで増加してきたのである。既婚女性雇用者の女性就業者中に占める比率でいえば、1955年には11.7%であったものが、1993年には51.4%へと4.4倍増。既婚女性雇用者の女性雇用者中に占める比率でいえば、1955年には35.3%であったものが、1993年には67.2%と2倍近い伸び率である。1955年には、女性雇用者の約3人に1人が既婚女性であったが、1993年になると約3人に2人が既婚女性という次第である。趨勢とすれば、女性雇用者の中での既婚女性の比率は増大してきているのであるが、国勢調査で女性雇用者の配偶関係別構成の推移をみれば、1965年には既婚女性が女性雇用者のなかの45.9%、未婚女性が54.1%であったのに対し、1970年になると既婚女性が51.3%、未婚女性が48.6%となっている。これからすれば、既婚女性が女性雇用者中の過半となったのは、1960年代後半のことであったといえるだろう。いわゆる「高度経済成長」を経て、わが国における主婦の社会的職業進出は、まことに目ざましいものだったのである。そしてその社会的職業進出は、育児や介護を含む家事労働という私的生活のための家庭内における家族に対する無報酬労働、私的奉仕労働の負担に悩まされながらの、そのようなハンディキャップを背負いながらの社会的職業進出だったのである。

40) ここで全産業でなく非農林業に限った場合、女性雇用者数は2,009万人から1,997万人となり、若干減少するのであるが、意味のあるほどの差ではない。女性雇用者の配偶関係別構成比は殆ど変わらない。

## 男女別、有業無業別、年齢階層別、

有業、無業 年 齢		1次活動			2次活動						
		睡眠	身の回りの 食事	食事	通勤・ 通学	仕事	学業	家事	介・護 看・護	育児	買い物
男女計		7.42	1.06	1.37	0.35	4.20	0.33	1.33	0.03	0.13	0.22
女 性	計	7.34	1.15	1.41	0.25	2.59	0.30	2.52	0.05	0.22	0.33
	有業者	7.22	1.15	1.35	0.34	5.24	0.04	2.52	0.04	0.11	0.30
	無業者	7.48	1.15	1.47	0.13	0.06	1.01	3.23	0.07	0.35	0.38
	15～19歳	7.35	1.18	1.28	1.08	1.04	4.46	0.15	0.00	0.11	0.18
	20～24	7.40	1.25	1.27	0.55	4.52	0.35	0.47	0.01	0.17	0.25
	25～29	7.30	1.18	1.34	0.32	3.34	0.02	2.21	0.02	1.21	0.32
	30～39	7.15	1.10	1.36	0.19	3.08	0.00	3.53	0.04	1.06	0.38
	40～49	7.05	1.11	1.39	0.21	4.04	0.00	3.49	0.06	0.07	0.42
	50～59	7.21	1.13	1.45	0.18	3.38	0.00	3.32	0.08	0.08	0.40
	60～64	7.42	1.15	1.51	0.08	2.25	0.00	3.37	0.08	0.11	0.37
	65～69	7.59	1.17	1.55	0.05	1.42	0.00	3.20	0.09	0.08	0.35
70～74	8.18	1.20	1.56	0.02	1.04	0.00	3.01	0.09	0.04	0.28	
75～79	8.43	1.21	1.56	0.01	0.34	0.00	2.27	0.08	0.03	0.24	
80～84	9.17	1.24	1.58	0.00	0.19	0.00	1.38	0.03	0.02	0.12	
85歳以上	10.11	1.16	1.53	0.00	0.11	—	0.39	0.01	0.01	0.05	
男性		7.50	0.56	1.33	0.47	5.46	0.36	0.11	0.01	0.03	0.09

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（1991年）総理府編『女性の現状と施策』（平成6年版）より

それでは次に、わが国の主婦達がおこなっている家事労働の現状について、統計を使って見てみることにしよう。使用する統計は、わが国政府の総務庁が1991年におこなった「社会生活基本調査」である。

この「社会生活基本調査」によると、15才以上の女性の育児、介護、買い物を含む1日の家事関連時間は1991年が3時間52分である。前回調査時（1986年）より8分、前々回調査時（1981年）より7分少なくなっている。そして総理府編『女性の現状と施策』（平成5年版及び6年版）では「女性の家事関連時間は、趨勢としては減少傾向にあるが、それでもまだ女性の家事負担が小さくなっているとはいえない」と評している。

15歳以上の女性がおこなっている仕事や家事などの義務的活動時間（表の2次活動時間）を見れば7時間46分であり、女性の育児、介護、買い物を含む家事関連時間はそのうちの約50%も占める長時間である。さらにこれを30～39歳の女性について見ると、家事関連時間は5時間41分になっており、他の年齢階層に比べても目立って増加しているその家事関連時間のおかげで義務的活動時間は9時間8分になっている。そしてその肥大化した義務的活動時間のなかでも家事関連時間は62%以上を占めているのである。また育児時間をみると、40歳代以降に目立って減少しており、他方仕事時間は40歳代以降になって一段と増加しているのが読みとれるであ

生活行動の種類別平均時間（週全体）

（時間，分）

3 次 活 動										計		
移 動 (通勤・ 通学を 除く)	テレビ ラジオ 新聞誌	休 養 くつろ ぎ	学 習 ・ 究 研 (学 業 以外)	趣 味 ・ 娯 楽	スポー ツ	社会的 活 動	交 際 ・ 交 付 き 合 い	受 診 ・ 療 養	その他	1 次 活 動	2 次 活 動	3 次 活 動
0.21	2.23	1.21	0.12	0.36	0.11	0.05	0.29	0.09	0.10	10.25	7.39	5.56
0.22	2.18	1.23	0.11	0.31	0.08	0.05	0.27	0.10	0.11	10.30	7.46	44.5
0.20	1.50	1.07	0.07	0.23	0.05	0.04	0.26	0.04	0.08	10.13	9.12	4.35
0.24	2.50	1.41	0.16	0.41	0.10	0.05	0.28	0.17	0.14	10.50	6.03	7.06
0.20	1.57	1.21	0.49	0.35	0.20	0.02	0.30	0.03	0.11	10.20	7.33	6.07
0.27	1.58	1.11	0.14	0.36	0.07	0.02	0.49	0.04	0.09	10.32	7.51	5.37
0.29	1.56	1.13	0.11	0.29	0.05	0.02	0.33	0.06	0.10	10.22	8.23	5.14
0.25	1.49	1.10	0.08	0.25	0.08	0.06	0.24	0.06	0.10	10.01	9.08	4.51
0.21	2.01	1.11	0.07	0.26	0.06	0.06	0.22	0.05	0.10	9.55	9.08	4.57
0.21	2.17	1.10	0.06	0.31	0.05	0.05	0.25	0.07	0.11	10.18	8.24	5.18
0.20	2.40	1.21	0.05	0.39	0.06	0.05	0.24	0.13	0.12	10.48	7.07	6.05
0.20	3.05	1.37	0.05	0.40	0.06	0.04	0.24	0.18	0.12	11.11	5.58	6.51
0.18	3.30	1.58	0.04	0.38	0.08	0.05	0.22	0.22	0.12	11.34	4.48	7.38
0.15	3.46	2.20	0.03	0.37	0.07	0.04	0.24	0.34	0.14	11.59	3.36	8.24
0.09	3.54	3.12	0.03	0.29	0.06	0.02	0.18	0.40	0.13	12.39	2.14	9.07
0.05	3.49	3.48	0.01	0.26	0.03	0.00	0.09	1.14	0.08	13.20	0.57	9.43
0.21	2.28	1.20	0.13	0.40	0.14	0.05	0.31	0.08	0.09	10.19	7.33	6.08

ろう。家事時間はさほど減少していないにもかかわらずである。子育てに一段落ついた主婦達が、依然として家事労働の重荷は背負いながら社会的職業に進出していることを示すものであろう。さらにまた、総理府編『女性の現状と施策』（平成5年版及び平成6年版）でも書いているように、「平成3年（1991年）の女性の1日の生活時間を有業者と無業者で比較してみると、1次活動が有業者は無業者より37分短く、特に睡眠時間が26分も短い。2次活動では有業者が無業者よりも3時間9分長い。これは有業者の場合、仕事の時間が長いためであり、逆に家事関連活動の時間は有業者3時間10分、無業者4時間43分と無業者の方が長くなっている。」主婦達は、家庭における家事労働の負担のために、睡眠時間を切りつめてでも社会的職業に進出しているのである。

これに対し、15歳以上の男性の1日の家事関連活動時間は24分であり、義務的活動時間は7時間33分であるからその内の約5%ほどを占めるにすぎない。家事関連活動は、女性のそれと比較して約10分の1にすぎないのである。だがそれについて総理府編『女性の現状と施策』（平成5年版及び平成6年版）はつぎのように評している。

「男性の家事関連活動は従来から女性に比べて極端に短い、平成3年（1991年）には、昭和51年（1976年）の12分に比べて倍増しており、特に有配偶男子の日曜日での増加が著しく、

昭和61年（1986年）の45分から平成3年（1991年）の58分へとこの5年間に13分増加した。また、これを年齢階級別にみると、40歳未満の年齢層と65歳以上の年齢層での増加が著しく、65歳以上層の家事関連活動は45分となっている。」

なるほど、男性の家事関連時間は1976年の12分に比べ、1991年には24分と倍増してはいる。しかし、15年間に12分、1年間に1分未満の割での増加であり、倍増したとはいえ、その結果は24分となったにすぎないのである。たしかに、「やらないよりはまし」ともいえるのであろうが、それは主婦達が社会的職業を持つために切りつめている睡眠時間の26分にも及ばないのである。

現代日本社会の家庭においては、今なお家事労働は女性の、それも主婦の重く苦しい負担となっており、主婦の社会的職業進出の足をひっぱり、女性の社会的成長と社会的地位の向上を妨げ続けているのである。そして、男性の家事労働への参加は、全体的に見れば、ときたまの手伝い程度であり、とても「分担」とはいえないような状況なのである。

## 結びにかえて

総理府が今年（1995年）7月におこなった「男女共同参画に関する世論調査」によれば、育児や介護などについて「手当の支給、税制上の優遇、表彰などによって社会全体で評価する必要がある」とする者が75%であると報じられている。（『読売新聞』1995年10月15日）

しかしながら、手当を支給し、税制上の優遇措置をとり、表彰をおこなったとしても、主婦が育児や介護などの負担に悩む状態は変わらないであろう。また、もし男女の社会的平等が実現されたとしても、家庭内における育児や介護を含む家事労働が主婦の家庭的義務にとどまるならば、女性の家庭内における地位は男性と平等なものとはいえないであろう。家事労働という夫と家族に対する私的サービスが主婦の家庭的義務であるかぎり、家庭内での男女平等は損なわれ、ひいては社会的な男女平等も、法的、形式的にはともかく、内容的には空しいものにもなりかねないであろう。女性の社会的地位と女性の家庭的地位とは、事実上たがいに密接につながりあっているのである。女性の社会的地位と家庭内での地位の向上によって男女平等を実現していくためには、育児や介護を含む家事労働の負担が主婦の家庭的義務、家族に対する私的奉仕となっている状態をこそ変えていかなければならないであろう。

では、家事労働の負担が主婦の家庭的義務となっている状態を変えるためにはどうしたらよいのだろうか。

たとえば家事労働を家庭から追放して徹底的に社会化するというのも一つの道であるだろう。食事は家庭内でつくらない。すべて外食。掃除も外注。他人にやってもらう。洗濯もすべてクリーニング屋に頼む。つまり、一切の家事労働サービス付のホテルで家族が生活するようなものである。だがそれは、現代社会における殆どの家庭でそのための経済的負担にたえるこ

とが不可能であろう。

さらにたとえば、家事労働の夫との分担を徹底し、家事労働時間を夫妻同等にでもすることができれば、それも解決のための一つの道ではあるだろう。しかしながら、いっきよには変えることのできない社会的慣習からしても、夫のおかれている社会的労働条件からみても、いはゆる易く行うはまず不可能なことであるだろう。

こうしておそらくは、主婦の社会的職業進出を実際に可能として来た道、つまり家事労働の省力化と社会化の道こそが、家庭内においても男女平等を達成していく希望に連なる現実的な道なのではなかろうか。社会的生産力の発展を基礎に、経済のソフト化、サービス化を推し進め、家事労働の社会化、家事労働の自動化等による一層の省力軽減化をはかり、社会的労働条件の改善とあいまって、やがては家庭内での家事労働を苦勞のともなわぬ楽しいものにすら変えていくことが必要であろう。そしてそれだけではなく、並行して、男女の社会的、家庭的平等を徹底するための男女の意識改革までを含めた忍耐強い、長期かつ総合的な対策と努力が必要なことであろう。(1995年11月10日)